

独立行政法人 水資源機構 分任契約職
渡良瀬川ダム総合管理所長 一ノ瀬 泰彦
(公印省略)

見 積 依 頼 書

- 1 件 名 マイクロバス等点検整備等業務(オープンカウンタ方式による調達)
2 施 行 場 所 栃木県鹿沼市上南摩町神谷2958番地4
水資源機構渡良瀬川ダム総合管理所 思川開発建設所
3 業 務 期 間 契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで
4 内 容 等 別添、仕様書等のとおり

上記について、下記により見積合わせを行いますので入札心得書等を熟覧のうえ提出して下さい。

記

- 1 現 場 説 明 実施しません。
- 2 参 加 要 件 本店、支店又は営業所が栃木県内に所在していること。
なお、当機構における令和3・4・5・6年度一般競争(指名競争)参加資格業者である必要はありません。
- 3 見 積 書 等
- 1)様 式 等 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は、法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章を押印されたものに限ります。ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略することができます。
- 2)提出方法 FAXによる。(※FAX番号は、4)に記載された番号)
なお、FAXに抛りがたい場合は、持参又は郵送(一般書留、簡易書留、その他配達記録が残る方法に限る。)による。
- 3)提出期限 令和8年4月27日 12:00 まで
- 4)提 出 先 独立行政法人水資源機構 渡良瀬川ダム総合管理所 総務課
FAX 0277-97-3300
- 5)見積回数 2回を限度とする。
なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出の期限は令和8年4月28日 12:00 までとします。
- 6)そ の 他 ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。
②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積もりの無効を主張することはできません。
- 3 見 積 結 果 見積結果については、**契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに通知**します。
- 4 そ の 他
- 1)契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。
- 2)請負代金の支払いについては、履行確認後(納品確認後)の毎月支払となります。
- 3)最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。
くじの方法は、別添「くじの方法」とおりとします。

マイクロバス等点検整備等業務

仕様書

令和8年4月

独立行政法人水資源機構

渡良瀬川ダム総合管理所

第1節 適用

1-1 適用

この仕様書は、独立行政法人水資源機構渡良瀬川ダム総合管理所（以下「機構」という。）が実施するマイクロバス等点検整備等業務（以下「本業務」という。）に適用する。

第2節 業務内容

2-1 業務概要

本業務は、次の車両の定期点検等（継続検査を含む。以下「点検等」という。）を行うものである。

車種	車両番号	形式	年式
日野リエッセ	宇都宮 200 さ 267	KK-RX4JFEA	平成 13 年 9 月
ダイハツタフト	宇都宮 880 あ 2148	5BA-LA910S	令和 6 年 4 月
トヨタハイラックス	宇都宮 800 せ 4529	3DF-GUN125	令和 6 年 9 月

2-2 業務期間等

- ① 令和 8 年 4 月 日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。
- ② 点検等の日程調整については、機構担当職員と打合せの上、決定するものとする。

2-3 対象車両の引渡及び返還場所

本業務の実施に際し、受注者は下記の場所にて対象車両の引渡を受け、点検等が終了した場合は下記の場所へ返還するものとする。

栃木県鹿沼市上南摩町字神谷 2 9 5 8 - 4

独立行政法人水資源機構渡良瀬川ダム総合管理所思川開発建設所

2-4 点検等の詳細等

- ① 対象車両毎の点検等の内訳は、次のとおりとする（時期は目安）。

車 種	法定 3ヶ月点検	法定 6ヶ月点検	法定 12ヶ月点検	継続検査 ・点検	タイヤ 交換
日野リエッセ	3回(R8.6、 R8.12、R9.3)			1回(R8.9)	2回(夏冬)
ダイハツタフト				1回(R8.4)	
トヨタハイラックス				1回(R8.9)	

- ② 点検等の詳細については、自動車点検基準（昭和26年8月10日運輸省令第70号）第2条第1項第1号及び第4号に定める点検とする。
- ③ タイヤ交換は、普通タイヤとスタッドレスタイヤとの交換を行うものとし、機構が保管するタイヤ（ホイール付き）の交換を行うものとする。

2-5 消耗品等の交換

- ① 消耗品等の交換が必要な場合は、担当職員にその内容について報告し、担当職員の了解を得て交換を行うものとする。なお、交換した消耗品については変更の対象とする。
- ② 点検時に発見された不具合等についても、前項に準じて行うものとする。

第3節 検査等

3-1 検査

受注者は、点検等が終了し対象車両を返還した時に、発注者による検査を受けるものとする。また、検査に際して、受注者は点検等の内容がわかる書類を発注者へ提出するものとする。

3-2 引渡

発注者は、検査の結果特に問題ないと判断したときは、対象車両の引渡を受けるものとする。

第4節 支払等

4-1 支払

前項の引渡を終えた場合、受注者は機構に対し対象車両に係る費用の請求を行うものとする。また、機構は受注者からの請求書を受理した日から40日以内にそ

の代金を支払うものとする。

4-2 疑義

受注者は、本仕様書に明示されていない事項又は施行に当たって疑義が生じた場合は、速やかに担当職員と協議するものとする。

－ 以 上 －

様式第 2 号

令和 年 月 日

独立行政法人水資源機構分任契約職

渡良瀬川ダム総合管理所長 一ノ瀬 泰彦 殿

住 所

会 社 名

代表者氏名

見積依頼書等の交付受領書

令和 8 年 月 日に交付されたマイクロバス等点検整備等業務の見積依頼書等を受領しました。

〈連絡先〉

担当部署名：

担 当 者：

電 話 番 号：

F A X 番 号：

最低金額を提出した見積者が複数ある場合は「くじ」により契約の相手方を決定します。
くじ用数値として 3 ケタの数字をご記入ください。

--	--	--

くじの方法

今回の見積徴取に際して、最低金額を提出した見積者(以下「同価格者」という。)が複数あった場合、以下の方法により、契約の相手方を決定します。

1. くじの方法について

同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致する者を、契約の相手方とします。

2. くじ用数値について

1) 「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「0:ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「0:ゼロ」として取り扱わせていただきます。

2) 「くじ用数値」の機構へ対しての通知方法は、機構から送信(FAX)した見積依頼書の受信確認を機構に対して返信(FAX)する際に記載してください。この場合、機構から特に受信確認に用いる様式の指定がない場合は、通信欄などに下記のように記載してください。

記載例)

くじ用数値

1	2	3
---	---	---

※数字は、明確に記載してください。

3. くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積書を送信(FAX)していただいた順に、「0:ゼロ」から順に付番させていただく番号となります。

- 例) ・同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」
 ・同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」、「2」

4. 具体的な決定方法について

例) ・同価格者が2者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-		123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4

$123+4=127$
 $127 \div 2 \text{者} = 63 \text{ 余り } 1$
 ・余り「1」とくじ用順位「1」が合致する、△△組が契約の相手方となる。

例) ・同価格者が3者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-		123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4
◎◎工業	¥500,000-	2	1

$123+4+1=128$
 $128 \div 3 \text{者} = 42 \text{ 余り } 2$
 ・余り「2」とくじ用順位「2」が合致する、◎◎工業が契約の相手方となる。